

## 入 札 者 注 意 書

入札（又は見積合わせ）は、日本郵政共済組合共済センター長（以下「甲」という。）から別に公告又は通知した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。

### 1 入札書の記載方法

(1) 入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

(2) 入札書は甲の所定様式によること。

(3) 記載項目は次のとおり。

#### ア 入札金額

① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

② 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めること。

#### イ 件名（品名）

調達する件名（物品等の品名）として示したものとする。

#### ウ 年月日

入札・開札の年月日とする。

#### エ 入札者氏名及び押印等

① 入札者氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、押印する印章は代表者印とする。

② 外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

### 2 入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

(1) 入札日時に入札書を入札箱に投函する。なお、郵便による入札書の提出は認めない。

(2) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

### 3 代理人による入札

(1) 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時までに委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

### 4 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書
- (2) 入札書提出期限までに指示する場所に提出されない入札書
- (3) 委任状のない代理人により提出された入札書
- (4) 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (5) 2人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書
- (6) 同一の者により提出された2通以上の入札書
- (7) 記載事項が不備な入札書
  - ア 入札金額が不明確な入札書
  - イ 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書
  - ウ 品名・数量が調達する物品の品名・数量として示したものと異なる入札書
  - エ 調達する物品の品名(件名)及び合価の記載のない入札書
  - オ 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書
  - カ 代表者等の印章の押印のない入札書
  - キ その他記載事項が不備又は判読できない入札書
- (8) 明らかに談合によると認められる入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 5 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に入札額を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

## 6 秩序の維持

- (1) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の厳守
  - 入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。
    - ア 入札者は入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
    - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
    - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための談合をしてはならない。
- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。
  - なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
    - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
    - イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

## 7 開札

- (1) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
  - なお、立会者は1名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当者等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、予定価格に最も近い入札者と随意契約（見積合わせ）に移行するので見積書も複数枚用意しておくこと。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、その入札が、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。  
また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 契約担当者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記(1) ただし書きにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。

## 9 落札決定の取消

次の各号のいずれかに該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、甲が、正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 落札者が、甲から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。
- (2) 上記5の規定により入札書の補正をしないとき。
- (3) 入札に関して虚偽または不誠実な行為があつたとき。

## 10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。ただし、契約は落札時に成立とする。
- (2) 契約書において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書の作成
  - ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
  - イ 契約書の作成に要する費用のうち落札者側に発生する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は甲から交付する。

## 11 競争参加資格を有していない者の手続き

次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

- (1) 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を取得していない者。また、入札を希望する者のうち、営業品目、等級が競争に参加する資格に満たない者。
- (2) 資格審査の申請を行った者で、開札日時までに資格を有すると認められることを条件として証明書等を提出した場合において、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかった者
- (3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、当組合から入札への参加停止を通知され、その停止期間中の者。  
（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
  - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
  - ウ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
  - エ 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ その他、共済組合に損害を与えた者
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から命令又は刑事告発を受けた者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は民事再生手続の終結の決定を受けた者は除く。
- (7) 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。  
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。
  - ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
  - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
  - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (8) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (9) 暴力団等を利用して認められる関係を有する者
- (10) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (11) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (12) 本件入札に参加しようとする者の役員等又は委託先等が次の各号の一にでも該当しないことを確約しない者
  - ア 自ら若しくは第三者を利用した本契約に関する脅迫的言辞、詐欺的言辞若しくは暴力的行為又は法的な要求を超えた不当な要求
  - イ 自ら若しくは第三者を利用した当社の名誉や信用等の毀損又は毀損するおそれのある行為
  - ウ 自ら若しくは第三者を利用した当社の業務の妨害又は妨害のおそれのある行為
  - エ その他前各号に準ずる行為
- (13) 上記各号に該当するもの以外で、甲が不適切と判断した者

## 12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等

ア 支払方法及び支払場所

郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、検収が完了したときは、支払請求書を受領した日から起算し30日以内に請負者に支払うものとする。その際、発生する送金手数料については、甲の負担とする。なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(4) 入札者は、甲が指定する日時までに、仕様書及び契約書案又は契約条項を熟知しておくものとする。

(5) 落札者の入札に関して虚偽または不誠実な行為があった場合は、契約を解除することができる。

(6) 入札者は、入札後においては、入札者注意書に掲げた事項、仕様書及び契約書案又は契約条項の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

(7) 監督及び検収は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検収実施場所は、指定する日本国内の場所とする。